

## (1) 共生社会とは

### (a) 「共生社会」を目指すこと

内閣府の政策 【政策一覧】 (<http://www.cao.go.jp/seisaku/seisaku.html>)

経済財政	地方分権改革・地方創生	規制改革	科学技術	知的財産・クールジャパン	
宇宙	防災	原子力防災	沖縄及び北方対策	<b>共生社会</b>	子ども・子育て支援
勲章・褒章	男女共同参画	政府広報	制度	その他	

さらに、この内閣府の施策紹介のページで、唯一、共生社会の項目は、目指すべき方向性の記述が以下のようにあります。

#### 共生社会

国民一人一人が豊かな人間性を育み生きる力を身に付けていくとともに、国民皆で子供や若者を育成・支援し、年齢や障害の有無等にかかわらず安全に安心して暮らせる「共生社会」を実現することが必要です。

このため、内閣府政策統括官（共生社会政策担当）においては、社会や国民生活に関わる様々な課題について、目指すべきビジョン、目標、施策の方向性を、政府の基本方針（大綱や計画など）として定め、これを政府一体の取組として強力に推進しています。

年齢や障がいの有無等にかかわらず、安全で、安心して暮らせる社会



### 「共生社会」

### (b) 「共生社会」を明記している法律

#### 障害者基本法 第1条（目的）

全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生社会を実現するため（一部抜粋）

#### 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律 第1条（目的）

障害を理由とする差別の解消を推進し、もって全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的（一部抜粋）

### (c) 共生社会の形成に向けて

「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」（中央教育審議会初等中等教育分科会平成24年7月23日）の中で、「共生社会」と学校教育に関して、次のように述べています。

([http://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chukyo/chukyo3/044/houkoku/1321667.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/044/houkoku/1321667.htm))

学校教育は、障害のある幼児児童生徒の自立と社会参加を目指した取組を含め、「共生社会」の形成に向けて、重要な役割を果たすことが求められている。その意味で、共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システムの構築のための特別支援教育の推進についての基本的考え方が、学校教育関係者をはじめとして国民全体に共有されることを目指すべきである。

### (d) 共生社会をみんなで作るために

#### 共生社会の施策

##### ○子供や若者を「育てる」政策

子供・若者育成支援 子供の貧困対策  
インターネット利用環境整備 青年国際交流

##### ○誰もが暮らしやすい社会を「創る」政策

障害者施策 アルコール健康障害対策 高齢社会対策 日系定住外国人施策  
バリアフリー・ユニバーサルデザイン推進

##### ○交通事故や薬物乱用を「防ぐ」

交通安全対策 薬物乱用対策

「障害者施策」における障害者週間の意識啓発資料に次のように書かれています。

#### うれしいカタチ



私たちの周りには、たくさんの製品・施設・サービスがあります。でも、それらは、本当に誰にとっても便利で、使いやすいものでしょうか。

「誰かの不便」を「みんなの使いやすさ」に変えていきたい・・・。

共生社会は、そんな気持ちからスタートします。

私たちの生活の中に「身体的な特性や障害に関わりなく、より多くの人々が共に利用しやすい製品・施設・サービス」を広めたい。

みんなにとっての「うれしいキモチ」をもって、

みんなにとっての「うれしいカタチ」を考えてみませんか。

#### うれしいキモチ



参考：障害者施策「共生社会をみんなで作るために」(<http://www8.cao.go.jp/shougai/kou-kei/shukan/kyousei.html>)

**自分たちにできるところから、一緒に始めましょう！！**

## (2) インクルーシブ教育システムとは

「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」（中央教育審議会初等中等教育分科会平成24年7月23日）の中には、次のように示されています。

### (a) インクルーシブ教育システムとは

「インクルーシブ教育システム」とは、平成18年に国連で採択された「障害者の権利に関する条約」において初めて提唱された概念です。

「インクルーシブ教育システム」(inclusive education system、署名時仮訳：包容する教育制度)とは、人間の多様性の尊重等の強化、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組みであり、障害のある者が「general education system」(署名時仮訳：教育制度一般)から排除されないこと、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な「合理的配慮」が提供される等が必要とされている。

また、報告には、次の記述もあります。

インクルーシブ教育システムにおいては、同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる、多様で柔軟な仕組みを整備することが重要である。小・中学校における通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある「多様な学びの場」を用意しておくことが必要である。

### (b) インクルーシブ教育システムの基本的な方向性

基本的な方向性としては、障害のある子どもと障害のない子どもが、できるだけ同じ場で共に学ぶことを目指すべきである。その場合には、それぞれの子どもが、授業内容が分かり学習活動に参加している実感・達成感を持ちながら、充実した時間を過ごしつつ、生きる力を身に付けているかどうか、これが最も本質的な視点であり、そのための環境整備が必要である。

### (c) インクルーシブ教育システムと特別支援教育

特別支援教育は、共生社会の形成に向けて、インクルーシブ教育システム構築のために必要不可欠なものです。そのため、以下の①から③の考え方にに基づき、特別支援教育を発展させていくことが必要です。

- ① 障害のある子どもが、その能力や可能性を最大限に伸ばし、自立し社会参加することができるよう、医療、保健、福祉、労働等の連携を強化し、社会全体の様々な機能を活用して、十分な教育が受けられるよう、障がいのある子どもの教育の充実を図ることが重要である。
- ② 障害のある子どもが、地域社会の中で積極的に活動し、その一員として豊かに生きることができるよう、地域の同世代の子どもや人々の交流等を通して、地域での生活基盤を形成することが求められている。このため、可能な限り共に学ぶことができるよう配慮することが重要である。
- ③ 特別支援教育に関連して、障害者理解を推進することにより、周囲の人々が障害のある人や子どもと共に学び合い生きる中、公平性を確保しつつ社会の構成員としての基礎を作っていくことが重要である。

引用：「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」  
([http://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chukyo/chukyo3/044/attach/1321669.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/044/attach/1321669.htm))

参考：独立行政法人国立特別支援教育総合研究所 インクルD B—基本的な考え方—参考  
([http://inclusive.nise.go.jp/?page\\_id=40](http://inclusive.nise.go.jp/?page_id=40))



**一人一人を大事にする教師の背中を子どもは見ています。**

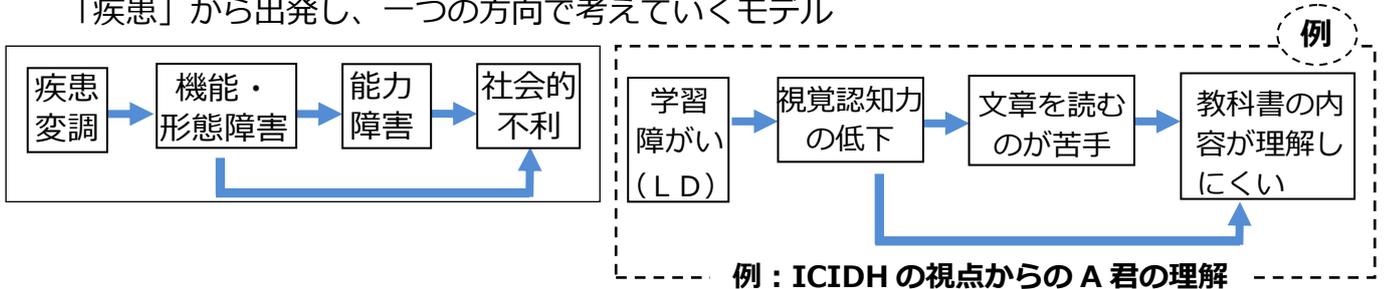
## (3) 「障がい」のとりえ方

### (a) 「障がい」のとりえ方の変化

1980年にWHO（世界保健機構）は、「ICIDH」\*<sup>1</sup>（国際障害分類）を発表し、疾病等に基づく個人の様々な状態の分類を行いました。しかし、この分類は疾病等に基づく状態のマイナス面のみを取り上げているとの指摘を受け、2001年に改訂版として「ICF」\*<sup>2</sup>（国際生活機能分類）が出されました。現在は、このICFでの「障がい」のとりえ方が施策等に生かされています。

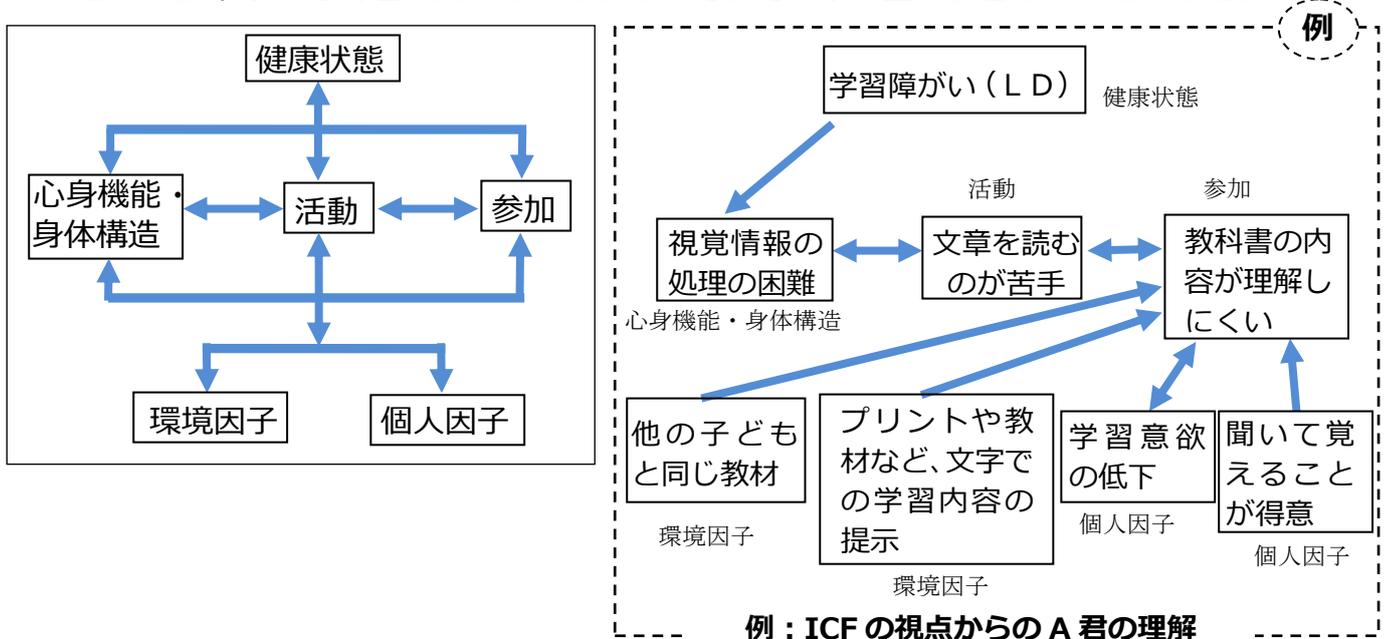
#### 【ICIDHでの「障がい」のとりえ方】

「疾患」から出発し、一つの方向で考えていくモデル



#### 【ICFでの「障がい」のとりえ方】

各構成要素が双方向性の矢印でつながり、それぞれが相互に影響し合っているモデル



「環境因子」と「個人因子」の考え方がICFには新たに加わり、このことによって、外的な環境や障がいに由来しないその人の特徴等とも関連させて実態をとらえることができます。

\* 1 : International Classification of Impairments, Disabilities and Handicaps の略

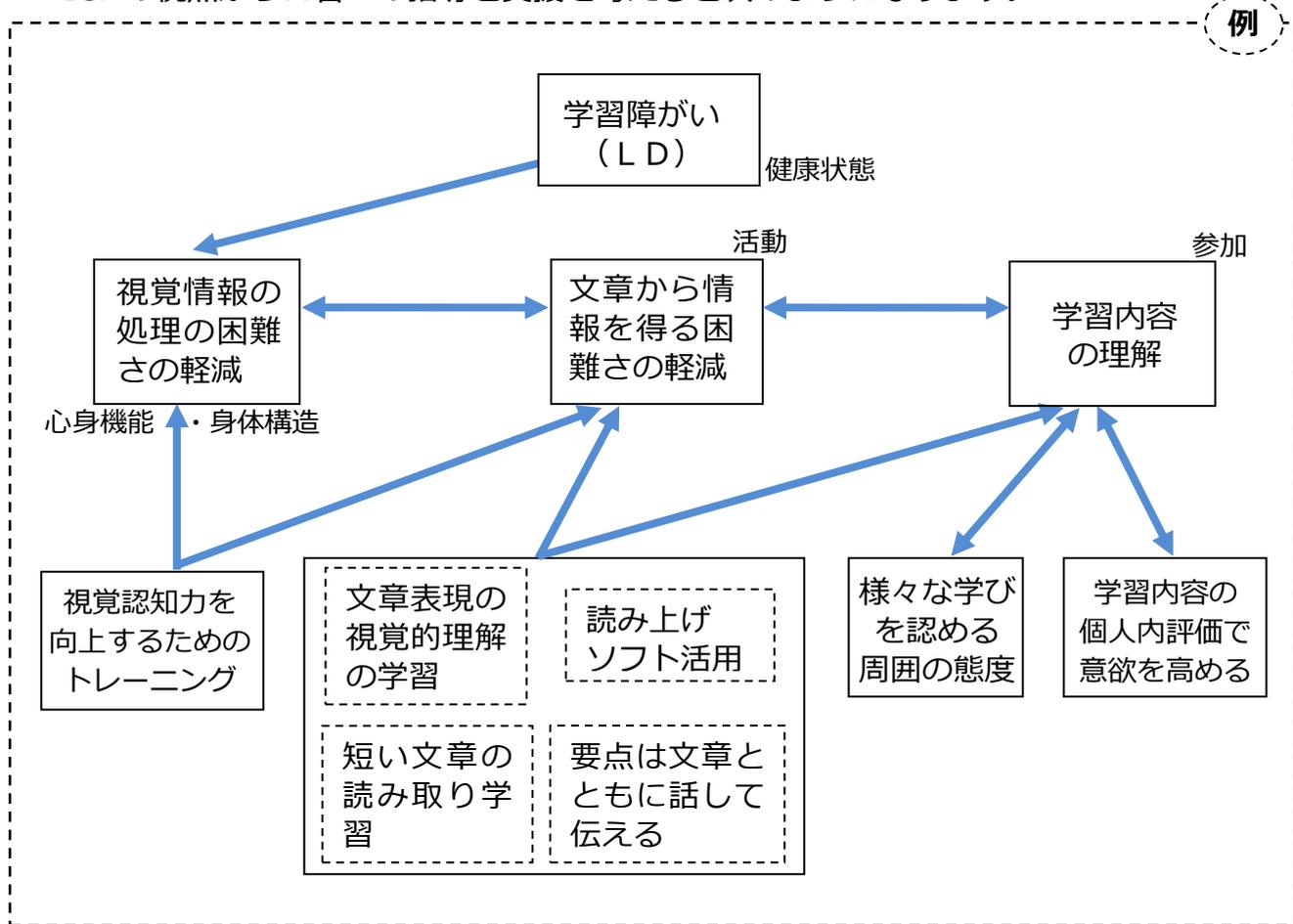
\* 2 : International Classification of Functioning, Disability and Health の略 福島県特別支援教育センター

(b) ICF の考え方を踏まえた理解と指導・支援

「特別支援学校学習指導要領解説自立活動編（幼稚部・小学部・中学部・高等部）」には、次のように示されています。

ICF の考え方を踏まえるということは、障害による学習上又は生活上の困難を的確にとらえるとともに、幼児児童生徒が現在行っていることや、指導をすればできること、環境を整えればできることなどに一層目を向けるようになることを意味しているといえよう。

ICF の視点からA君への指導と支援を考えると次のようになります。



**多面的・総合的に子どもを理解することが指導や支援のヒントになります。**

参考：独立行政法人国立特別支援教育総合研究所（2010）.「特別支援教育における ICF 及び ICF-CY (Children and Youth Version) 活用に関するよくある質問と答え」  
<http://www.nise.go.jp/cms/8,143,18.html>

☆改めて考える「障がい」について



B君は買い物をしたいと思っています。

① 「障がい」になると思われることを書いてみてください。

② どうすれば、商店街で買い物ができますか？

改めて、「障がい」とは何なのでしょう？

【一般的に障がいとは】

- ① 物事の成立や進行の邪魔をするもの。
- ② 身体の器官が何らかの原因によって十分な機能を果たさない状態。
- ③ 個人の特質としての機能障害、そのために生ずる制約としての能力低下、その社会的結果である社会的不利を包括する概念。

引用：松村明編者、「大辞林第三版」、三省堂

私たちが考えなくてはならないのは、①の部分です。これは、図で言うと、階段の部分にあたります。

どう解決するか？

- ・階段をスロープにする
- ・人に支援してもらう
- 等

適切な環境や支援を整えることで、B君は、何を買おうか、悩み、考え、自由に買い物をすることができます。つまり、環境や支援を整えることが大切になってきます。

反対に、B君が買い物ができない状況は、社会が作った「壁」ということも言えます。それが、「社会的障壁」です。



「社会的障壁」の除去については、過重な負担でないときは、それを怠らないよう、その実施について必要かつ合理的配慮の提供が、障害者基本法、障害者差別解消法\*で述べられています。

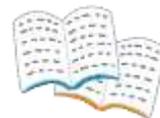
私たちが考えたいのは・・・

「人にある障がい」だけではなく「環境にある障がい」

【学校においての、「社会的障壁」とは何なのでしょう？】

例えば、文字を読むことが困難な子どもにとって、算数・数学の文章問題を読み、考えさせる時に、何が「社会的障壁」となるのでしょうか。

読めなければ、数学的に考えることすらさせてもらえないのでしょうか。



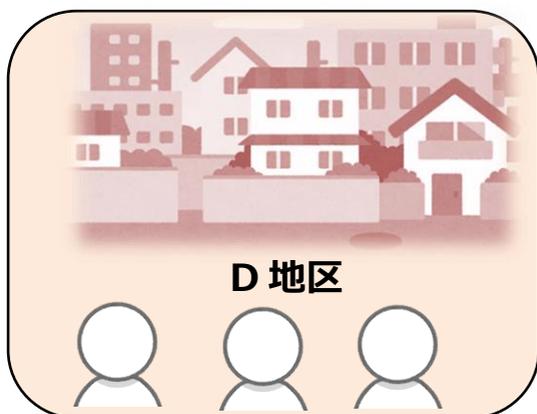
これは、図の階段を上がらなければ商店街に行けず、「何を買うかを悩み、考えることもできない」状況と似ています。

「どのようにすれば一緒に学べるのか、どのようにすれば一緒に参加できるのか」

本人にとって何が障がいなのか、視点を変えて考えてみませんか？

\* 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」平成 28 年 4 月 1 日施行

## ☆「共に生きる」とは



眼鏡をかけている方々は、D地区に良い環境を用意しましたので、D地区で暮らしてください。

「もし、こう言われたら・・・」

【どこで、誰と生活するか選択の機会が確保されているか】

障害者基本法第3条（地域社会における共生等）

2 全ての障害者は、可能な限り、どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと。

つまり、C地区に住んでいる人に、整った環境だからといって、本人の選択の余地なくD地区に移住してくださいと頼んでいることが問題なのです。



「もう ぼくは  
ここで くらせないの？」



住み慣れた場所（地域）で暮らしたい。それはみんな同じではないでしょうか。

【教育における学びの場の決定について】

平成25年9月の学校教育法施行令の一部改正を受け、障がいの程度が第22条の3に該当する子どもは、特別支援学校に原則就学するという従来の就学先決定の枠組みを改め、障がいの状態等を踏まえた総合的な観点から就学先を決定する仕組みになりました。その際、大切にすべきこととして、「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」（中央教育審議会初等中等教育分科会平成24年7月23日）、に次のように示されています。

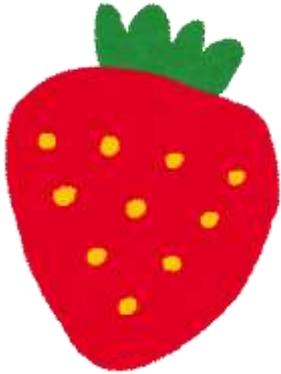
市町村教育委員会が、本人・保護者に対し十分情報提供をしつつ、本人・保護者の意見を最大限尊重し、本人・保護者と市町村教育委員会、学校等が教育的ニーズと必要な支援について合意形成を行うことを原則とし、最終的には市町村教育委員会が決定することが適当である。

<太文字、下線は福島県特別支援教育センターで追加>

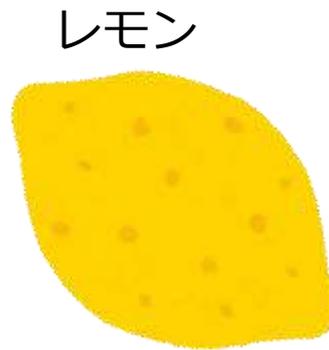
\* 詳しくは福島県養護教育センターだより第2号「障がいのある児童生徒の就学先決定について」をご覧ください。（<https://special-center.fcs.ed.jp/wysiwyg/file/download/1/113>）

☆「ちがい」って何？

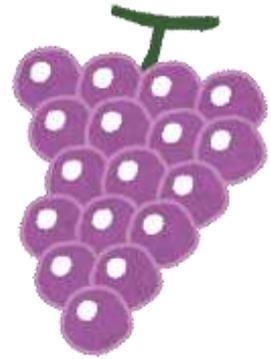
図



いちご



レモン



ブドウ



もも



トマト

「ちがう」ものはどれでしょうか？

【どんな答えができましたか？】

- ・野菜と果物
- ・名前の文字がひらがなとカタカナ
- ・果実が一粒と複数
- 等

私たちは、無意識に様々な違いの仲間に「カテゴライズ (分類)」することが多いのです。

でも、実は…



「全部、『ちがう』のです。」

人は、物事を記憶しようとした時に、エピソードに分けたり、その物に意味づけしたりするなど、「カテゴライズ」していく傾向があるとされています。

この場合の図においても、それぞれの人々が、様々なカテゴライズすると考えられます。

【学校で、教室で考えると…】

学校や教室には、考え方や価値観、家庭環境、学習状況等々、多様な児童生徒がいます。

「〇〇があるから」「〇〇だから」と集団の中で、特定の子だけ「××な子」と分けて見ていませんか？  
カテゴライズは、見えない偏見や差別を生む可能性があります。



「全部ちがう」という思考を大事にしながら、一人一人の人間性や多様性を尊重することが大切です。そして、そんな一人一人を大事にする先生方の姿を子どもたちは見て、学んでいます。

参考：神奈川県教育委員会（2017）。「神奈川県のインクルーシブ教育の推進」、平成 28 年度合理的配慮普及推進セミナー  
参考：著者 NHK 取材班（1993）。「驚異の小宇宙・人体Ⅱ脳と心 3 人生をつむぐ臓器 [記憶]」、日本放送出版協会  
参考：文部科学省（2012）「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」  
([http://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chukyo/chukyo3/044/attach/1321669.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/044/attach/1321669.htm))

## ☆共に学ぶ学校づくりチェックシート

共生社会に向けて、共に学び共に育つ学校をつくるために、何が必要か考えてみましょう。



今の状況やこれからさらに意識して取り組みたいことをチェックしてみましょう。

学校や教室で自分がしていること			
現状	これから	No.	項目
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	1	障がいのある人、ない人、関係なく多様な人々を尊重している。
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	2	誰に対しても、安心できるような言葉掛け等を意識している。
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	3	相手の良さを見つけて、認めるようにしている。
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	4	児童生徒一人一人が分かることを大切にした教育を意識している。
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	5	児童生徒が、学習等でつまずいている時に、学習に参加できるように、その子に応じた支援や配慮を考えている。
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	6	誰が集団に参加してきても、受け入れる気持ちがある。
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	7	集団の中でも、一人一人が力を発揮できるようにしている。
学校や教室での子どもたちの様子			
現状	これから	No.	項目
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	1	子どもたちは、学習や運動ができる、できない、障がいのある、なしに関係なく、様々な多様性を認め合っている。
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	2	子どもたちは、お互いの意見を聞き合っている。
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	3	子どもたちは、お互いから学んでいる。
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	4	子どもたちは、自分で学ぼうとする意欲がある。
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	5	子どもたちは、うまくいかないときにはお互いに助け合っている。
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	6	子どもたちは、誰かが困っているときの助け方を知っている。
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	7	子どもたちは、誰が集団に参加してきても、受け入れる気持ちがある。
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	8	子どもたちは、集団の中でも、自分の役割や力を発揮しようとしている。

参考：Tony Booth and Mel Ainscow(2002). Index for inclusion developing learning and participation in schools.CSIE

自己チェックをしてみて、共生社会に向けて、考えたこと、自分ができそうなことを書いてみましょう。

## ☆障害者の権利に関する条約

外務省のホームページにある外交政策の人権外交に「障害者の権利に関する条約（略称：障害者権利条約）」の内容等について説明され、以下のように示されています。  
([http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jinken/index\\_shogaisha.html](http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jinken/index_shogaisha.html))

### 【障害者の権利に関する条約とは？】

「障害者権利条約」は、障害者の人権や基本的自由の享有を確保し、障害者の固有の尊厳の尊重を促進するため、障害者の権利を実現するための措置等を規定しています。

例えば◆障害に基づくあらゆる差別（合理的配慮の否定\*を含む。）を禁止



- ◆障害者が社会に参加し、包容されることを促進
- ◆条約の実施を監視する枠組みを設置、等

\*過度の負担ではないにもかかわらず、障害者の権利の確保のために必要・適当な調整等（例：段差への渡し板の提供等）を行わないことを指します。

### 【条約成立まで・・・締結に向けて我が国ではどのような取組が行われたの？】

2006年12月 国連総会で条約が採択されました。  
2007年9月 我が国が条約に署名しました。  
2008年5月 条約が発効しました。



**条約締結に先立ち、障害者当事者の意見も聞きながら、国内法令の整備を推進してきました。**



2011年8月 障害者基本法が改正されました。  
2012年6月 障害者総合支援法が成立しました。  
2013年6月 障害者差別解消法が成立し、障害者雇用促進法が改正されました。

**これらの法整備をうけて、国会において議論され、2013年11月19日の衆議院本会議、12月4日の参議院本会議において全会一致で締結が承認されました。**

2014年1月20日我が国は「障害者権利条約」を締結し、  
2月19日に条約は我が国について効力を発生しました。

### 【さらに内容が分かるパンフレットの紹介】



詳しい内容が「障害者権利条約パンフレット」に分か  
りやすく示されています。

(<http://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000069541.pdf>)



## ☆発達障害者支援法から考える“切れ目のない支援”

平成 28 年 6 月 3 日「発達障害者支援法」が改正されました。教育に関する大切なポイントを解説します。



### 【発達障害者支援法の目的】

**第一条** この法律は、発達障害者の心理機能の適正な発達及び円滑な社会生活の促進のために発達障害の症状の発現後できるだけ早期に発達支援を行うとともに、切れ目なく発達障害者の支援を行うことが特に重要であることに鑑み、障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）の基本的な理念にのっとり、発達障害者が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、発達障害を早期に発見し、発達支援を行うことに関する国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、学校教育における発達障害者への支援、発達障害者の就労の支援、発達障害者支援センターの指定等について定めることにより、発達障害者の自立及び社会参加のためのその生活全般にわたる支援を図り、もって全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とする。

\*（下線部分は改正部分）



早期の発達支援に加えて、「**切れ目のない支援**」が法律上、明記されました。

### 【切れ目のない支援のために教育が取り組むこと】

**第八条** 国及び地方公共団体は、発達障害児（十八歳以上の発達障害者であって高等学校、中等教育学校及び特別支援学校並びに専修学校の高等課程に在学する者を含む。以下この項において同じ。）が、その年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育を受けられるようにするため、可能な限り発達障害児が発達障害児でない児童と共に教育を受けられるよう配慮しつつ、適切な教育的支援を行うこと、個別の教育支援計画の作成（教育に関する業務を行う関係機関と医療、保健、福祉、労働等に関する業務を行う関係機関及び民間団体との連携の下に行う個別の長期的な支援に関する計画の作成をいう。）及び個別の指導に関する計画の作成の推進、いじめの防止等のための対策の推進その他の支援体制の整備を行うことその他必要な措置を講じるものとする。

**2** 大学及び高等専門学校は、個々の発達障害者の特性に応じ、適切な教育上の配慮をするものとする。

\*（下線部分は改正部分）

「**切れ目のない支援**」のために、関係機関と連携しながら、個別の教育支援計画、個別の指導計画を作成していくことが推進されています。通常の学級においても、発達障がいのある児童生徒については、個々の年齢、能力及び特性に応じて教育上の配慮を受けられるように、私たちが取り組んでいくことが記述されています。



【「発達障がい」の定義】

**第二条** この法律において「発達障害」とは、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるものをいう。

**2** この法律において「発達障害者」とは、発達障害がある者であって発達障害及び社会的障壁により日常生活又は社会生活に制限を受けるものをいい、「発達障害児」とは、発達障害者のうち十八歳未満のものをいう。

\*（下線部分は改正部分）



改正前は、「発達障害者」は、発達障がいがあるために、日常生活等で制限を受ける方としていましたが、改正後は、それに加えて「社会的障壁」によっても日常生活等で制限を受ける方と明記されました。

【「社会的障壁」とは】

(新設)

**第二条**

**3** この法律において「社会的障壁」とは、発達障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。



車いすの方で考えると、階段が「障壁」となります。発達障がいは、見えにくい障がいであるからこそ、発達障がいのある子どもたちにとっての「障壁」は何か、個々の特性に応じて考える必要があります。\*参考：『I-1 私たちがめざす共生社会☆①改めて考える「障がい」について』

【発達障がいのある方の支援の「基本理念」】

(新設)

**第二条の二** 発達障害者の支援は、全ての発達障害者が社会参加の機会が確保されること及びどこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないことを旨として、行われなければならない。

**2** 発達障害者の支援は、社会的障壁の除去に資することを旨として、行われなければならない。

**3** 発達障害者の支援は、個々の発達障害者の性別、年齢、障害の状態及び生活の実態に応じて、かつ、医療、保健、福祉、教育、労働等に関する業務を行う関係機関及び民間団体相互の緊密な連携の下に、その意思決定の支援に配慮しつつ、切れ目なく行われなければならない。

社会的障壁とは何か？

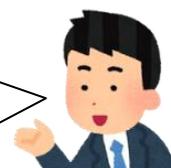
一人一人が考え、切れ目のない支援のために行動する時代です。

## ☆ 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」



「障害者差別解消法」\*<sup>1</sup>と聞いたけど、  
**私たちは、これまでも差別はしてきていません。  
配慮もしっかりしてきました。**  
だったらこれまでと何が違うの？

おっしゃる通りです。  
これまで通りの配慮はもちろん大事です！  
その何気なくやってきた配慮等をもう一度、「障害者差別解消法」  
を通して、捉え直してみることが大切です！



### 【この法律が目指すところ】

内閣府「障害者差別解消法がスタートします！」という広報用リーフレットでは、次のように述べています。

この法律は、障害のある人もない人も、互いに、その人らしさを認め合いながら、共に生きる社会をつくることを目指しています。



**相互に尊重し合い、共生社会を目指すのがこの法律の目的です。**

### 【行政機関等における障害を理由とする差別の禁止】

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の条文では、次のように述べています。

#### 第7条

2 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。

\* 下線は本資料作成に当たって福島県特別支援教育センターにおいて追記



この法律では、公的機関として、公立小・中学校、高等学校等は、「社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。」と義務になっております。**自分の学校ではどう対応していくか、考える必要がありますよね。**

\* 1 : 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」のこと。略称として「障害者差別解消法」と呼ぶことがある。参考：内閣府資料より

### 【「社会的障壁」って何？】

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の条文では、社会的障壁について、次のように述べています。

#### 第2条

2 社会的障壁 障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。



障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念って具体的には何？

#### 日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるもの

社会における事物・・・通行、利用しにくい施設、設備など  
制度・・・利用しにくい制度など  
慣行・・・障がいのある方の存在を意識していない習慣、文化など  
観念・・・障がいのある方への偏見など

参考：内閣府「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律についてよくあるご質問と回答〈国民向け〉」

**学校の中にある社会的障壁って何でしょうか？  
今までの当たり前を、もう一度、確認してみましょう！**

「あの子は、しょうがない」で、済ませていませんか…

### 【「合理的配慮」とは？】

内閣府「障害者差別解消法がスタートします！」という広報用リーフレットでは、次のように述べています。

この法律では、国・都道府県・市町村などの役所や、会社やお店などの事業者に対して、障害のある人から、**社会の中にあるバリア**を取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられたときに、負担が重すぎない範囲で対応すること（事業者に対しては、対応に努めること）を求めています。

\* 下線は本資料作成に当たって福島県特別支援教育センターにおいて追記

#### ここで、確認！

**合理的配慮**<sup>\*2</sup>について、どれだけ職員同士で理解していますか？

**それが社会の中にあるバリアを取り除く第一歩です！**

\* 2：「合理的配慮」に関しては、コーディネートハンドブック第Ⅲ章2「合理的配慮の提供にあたって」が掲載されています。職員等の理解啓発に、ぜひ、お使いください。

## (1) 多様な学びの場とは

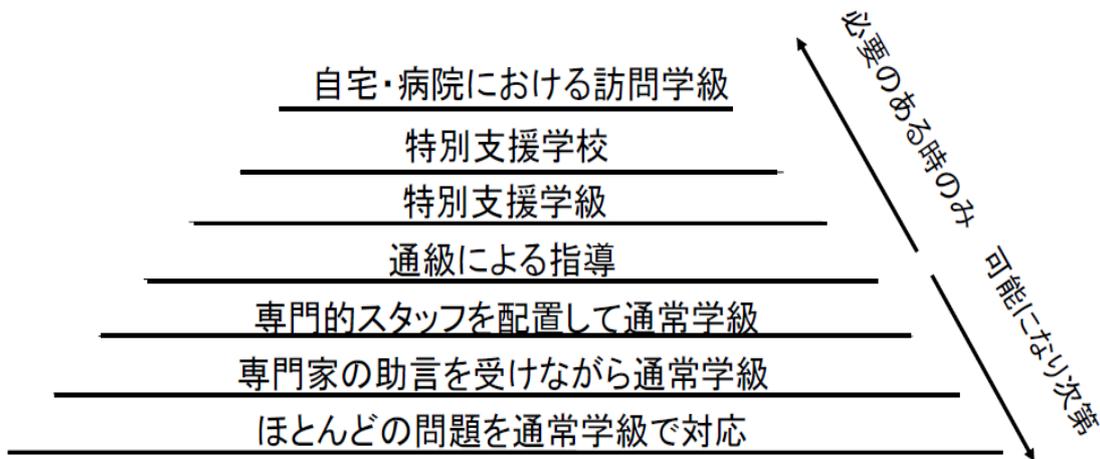
### (a) 多様な学びの場とは

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所「インクルーシブ教育システムデータベース」に次のように示されています。

「多様な学びの場」とは、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった学びの場のことを示しています。

インクルーシブ教育システムにおいては、同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズのある幼児児童生徒に対して、自立と社会参加を見据えて、その時点で教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる、多様で柔軟な仕組みを整備することが重要です。

### 日本の義務教育段階の多様な学びの連続性



引用：文部科学省（平成24年）

「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」参考資料4

### (b) 固定しない「学びの場」

「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」（中央教育審議会初等中等教育分科会平成24年7月23日）、に次のように示されています。

就学時に決定した「学びの場」は固定したものではなく、それぞれの児童生徒の発達の程度、適応の状況等を勘案しながら柔軟に転学できることを、すべての関係者の共通理解とすることが重要である。

### (c) それぞれの学びの場の内容

「子供の多様なニーズに応じた学びの場」全国特別支援教育推進連盟（文部科学省委託）に次のように述べられています。

(<http://suishinrenmei.c.ooco.jp/file/rikaikeihatsusasshidata.pdf>)

#### 【通級による指導】

通級による指導とは、小・中学校の通常の学級での学習におおむね参加でき、一部障害の状態に応じて、特別な指導を特別な指導の場（いわゆる「通級指導教室」など）で行う教育の形態です。

特別な指導については、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領にある自立活動を取り入れ、一人一人の児童生徒の状態に応じて具体的な目標や内容を定めて指導します。

\* 高等学校における通級による指導については、平成 28 年に学校教育法施行規則が一部改正され、平成 30 年 4 月から導入されています。

#### 【特別支援学級】

小・中学校の特別支援学級では、子供一人一人の障害を正しく理解するとともに、個別の教育的ニーズを把握し、少人数による適切な指導や必要な支援が行われています。教育内容は、原則として小・中学校の学習指導要領に沿って行われますが、子供の障害の状態や特性などに応じて、特別支援学校の教育課程を参考にして、弾力的な教育課程を編成し指導や支援を行っています。

また、特別支援学級は、小・中学校に設置されているので、通常の学級の子供たちと各教科や学級活動、学校行事などをともに行う「交流及び共同学習」など、相互の密接な連携のもとに指導が行われています。

\* 【特別支援学校】については、「2 - (4) 特別支援学校とは」で述べます。

### (d) 学校間の連携

「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」（中央教育審議会初等中等教育分科会平成 24 年 7 月 23 日）では、次のように述べています。

地域内の教育資源（幼・小・中・高等学校及び特別支援学校等、特別支援学級、通級指導教室）それぞれの単体だけでは、そこに住んでいる子ども一人一人の教育的ニーズに応えることは難しい。こうした域内の教育資源の組合せ（スクールクラスター）により域内のすべての子どもの一人一人教育的ニーズに応え、各地域におけるインクルーシブ教育システムを構築することが必要である。その際、交流及び共同学習の推進や特別支援学校のセンター的機能の活用が効果的である。

## (2) 通級による指導とは

### (a) 通級による指導を行うことができる法的根拠

学校教育法施行規則 140 条には、特別支援学級の児童生徒を除いて、障がいに応じた特別の指導を行う必要があるものを教育する場合には、「特別の教育課程」によることができることと示されています。

### (b) 福島県における通級による指導の対象と障がい種別の指導の概要

平成 26 年 4 月に出された「特別支援学校にかかわる就学事務の手引き～早期からの一貫した支援のために～」(福島県教育委員会)には、次のように対象と障がい種別ごとの概要が示されています。

#### 通級による指導の対象となる障がいの種類

言語障がい者 自閉症者 情緒障がい者 弱視者 難聴者 学習障がい者  
注意欠陥多動性障がい者 肢体不自由者、病弱者及び身体虚弱者

学校教育法施行規則第 140 条及び第 141 条の規定に基づき通級による指導を行う場合には、上記の障がいの種類及び程度の児童生徒のうち、その者の障がいの状態、その者の教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備の状況その他の事情を勘案して、通級による指導を受けることが適当であると認める者を対象として、適切な教育を行う。

#### 本県で設置されている通級による指導の概要 (平成 29 年 3 月現在)

##### 【言語障がいのある児童生徒への通級による指導】

障がいによる学習上又は生活上の困難を改善・克服することを目的とする指導の内容は、正しい音の認知や模倣、構音器官の運動の調整、発音・発語指導などの構音の改善にかかわる指導、遊びの指導・劇指導・斉読法などによる話し言葉の流暢性を改善する指導、遊びや日常生活の体験と結び付けた言語機能の基礎的事項に関する指導等が考えられる。

特に必要があるときは、障がいの状態に応じて「各教科の内容を取り扱いながら行う」\*1 ことができます(例：国語等における教科書の文章の音読に関し、的確な発音で、かつスムーズに行うことができるようにする指導等)。



\* 1：平成 28 年 12 月「学校教育法施行規則の一部を改正する省令等の公布について (通知)」において、障がいに応じた特別の指導の内容について、各教科の内容を取り扱う場合であっても、障がいによる学習上又は生活上の困難を改善し、又は克服することを目的とする指導として行うことを明確にしました。

### 【自閉症のある児童生徒への通級による指導】

基本的には、特別支援学校等における自立活動を参考とした指導を中心としながら、社会的適応性の向上を目的とし、限られた授業時数の中で、自閉症・情緒障がい特別支援学級と類似した同様のねらいで取り組みがなされている。なお、通級による指導では、特に必要があるときは、障がいの状態に応じて「各教科の内容を取扱いながら行う」ことができます（例：国語等において意図を読み取ることの困難さに対し、文学的な文章の中で登場人物の考えや気持ちを読み取る指導）

### 【情緒障がいのある児童生徒への通級による指導】

基本的には、特別支援学校等における自立活動を参考とした指導を中心としながら、社会的適応性の向上を目的とし、限られた授業時数の中で自閉症・情緒障がい特別支援学級と類似したねらいで取り組んでいる。

なお、通級による指導では、特に必要があるときは、障がいの状態に応じて「各教科の内容を取扱いながら行う」ことができます（例：社会等において、自尊感情の低下により生じる困難に対し、人前で話すことや発表することに自信をもてるようにする指導やグループでの活動に参加意欲を高める指導等）。

### 【難聴のある児童生徒への通級による指導】

通級指導教室では、聴覚障がいに基づく種々の困難の改善・克服を目的とする指導を行うが、特に必要があるときは、障がいの状態に応じて「各教科の内容を取扱いながら行う」ことができます（例：音楽等において、歌唱、楽器の演奏に関して、補聴器等を活用しながら、より適切に行うことができるようにする指導等）。

### 【学習障がいのある児童生徒への通級による指導】

通級による指導を行うに当たっては、特別支援学校の学習指導要領における自立活動を参考にした指導を中心としながら、学習障がいの特性や、子供一人一人の個別の教育的ニーズに十分に配慮することが大切である。

実際の指導では、指導の目標や内容・方法等を踏まえ、必要に応じて、個別指導やグループ別指導を適切に組み合わせて行うことが求められる。加えて、障がいの状態の改善又は克服を目的とした指導と、障がいの状態に応じて「各教科の内容を取扱いながら行う」こと（例：国語等において障がいの特性に応じた読みやすくなる工夫を練習する指導等）について、それらを適切に組み合わせて行うことが効果的である場合には、適切な配慮の下に実施することが大切である。また、学習障がいのある子供については、月1単位時間程度の指導でも十分な教育的効果が認められる場合があることから、一人一人の状態に応じて、適切な指導時間数を設定することが重要である。



### 【注意欠陥多動性障がいのある児童生徒への通級による指導】

通級による指導を行うに当たっては、特別支援学校の学習指導要領における自立活動を参考にした指導を中心としながら、注意欠陥多動性障がいの特性や、子供一人一人の個別の教育的ニーズに十分に配慮することが大切である。

実際の指導では、指導の目標や内容・方法等を踏まえ、必要に応じて、個別指導とグループ別指導を適切に組み合わせて行うことが求められる。加えて、障がいの状態の改善又は克服を目的とした指導と、障がいの状態に応じて「各教科の内容を取扱いながら行う」こと（例：算数等において文章題の必要な情報に注目できるよう練習をしてから解くようにする指導等）について、それらを適切に組み合わせて行うことが効果的である場合には、適切な配慮の下に実施することが大切である。また、注意欠陥多動性障がいのある子供については、月1単位時間程度の指導でも十分な教育的効果が認められる場合があることから、一人一人の状態に応じて、適切な指導時間数を設定することが重要である。



**通級による指導を受けている子が  
どんな学習をしているか知っていますか？**

## (3) 特別支援学級とは

### (a) 特別支援学級を設置することができる法的根拠

学校教育法第81条には、「教育上特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対し、文部科学大臣の定めるところにより、障害による学習上又は生活上の困難を克服するための教育を行うものとする。」とあります。また同条第2項では、小学校、中学校、高等学校及び中等教育学校に特別支援学級を置くことができることを明記しています。

### (b) 福島県における特別支援学級の対象と障がい種別の特別支援学級の概要

平成26年4月に出された「特別支援学校にかかわる就学事務の手引き～早期からの一貫した支援のために～」(福島県教育委員会)には、次のように対象と学級種別ごとの概要が示されています。

#### 特別支援学級の対象となる障がいの種類

知的障がい者 肢体不自由者 病弱及び身体虚弱者 弱視者 難聴者  
言語障がい者 自閉症・情緒障がい者

学校教育法第81条第2項の規定に基づき小学校、中学校に特別支援学級を置く場合には、上記の障がいの種類及び程度の児童生徒のうち、その者の障がいの状態、その者の教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備の状況その他の事情を勘案して、特別支援学級において教育を受けることが適当であると認める者を対象として、適切な教育を行う。

なお、障がいの判断に当たっては、障がいのある児童生徒の教員の経験のある教員等による観察・検査、専門医による診断等に基づき教育学、医学、心理学等の観点から総合的かつ慎重に行うことが必要である。

#### 【知的障がい特別支援学級】

知的障がい特別支援学級の教育課程は、原則として小学校及び中学校の学習指導要領に基づく諸規定が適用されるが、子供の障がいの状態等から、特別支援学校(知的障がい)の学習指導要領を参考として、その内容を取り入れるなど、特別の教育課程を編成することが認められている。したがって、教育課程編成や指導法は、特別支援学校の場合と共通することも多い。そのため、知的障がい特別支援学級においても、教科別の指導のほか、各教科等を合わせた指導を取り入れている。

#### 【肢体不自由特別支援学級】

教育目標と教育課程の編成については、各教科、道徳、外国語活動、特別活動及び総合的な学習の時間の指導の他に、運動・動作や認知能力などの向上を目指した自立活動の指導も行われている。この場合、特別の教育課程を編成するとしても、学校教育法に定める小学校、中学校の目的及び目標を達成するものでなければならない。

### 【病弱・身体虚弱特別支援学級】

小・中学校内に設けられた病弱・身体虚弱特別支援学級には、特別支援学校（病弱）と同じ障がいの程度の子供も在籍しているが、多くの場合は入院を必要としないが、持続的又は間欠的に医療や生活規制が必要な子供である。

特別支援学級では、通常の学級とほぼ同様の授業内容、授業時数による指導が行われており、それに加え、自立活動として健康状態の維持、回復・改善や体力の回復・向上を図るための指導も行われている。

### 【弱視特別支援学級】

弱視特別支援学級における教育課程は、原則として小・中学校と同様に編成され、学級においては、弱視の子供の見やすい学習環境を整えるとともに、例えば、保有する視力を最大限に活用できるようにするための特別の指導や配慮をしながら各教科等の指導を行っている。

また、文字や絵などを大きくはっきりと提示して明確に認識できるようにするため、拡大教科書や拡大教材を有効に活用するとともに、拡大読書器や各種弱視レンズ類等の視覚補助具を整備し、必要に応じて効果的に活用できるように指導している。

### 【難聴特別支援学級】

難聴特別支援学級は、聴覚障がいが比較的軽い者のための特別支援学級であって、主として音声言語（話し言葉）の受容・表出（聞くこと・話すこと）についての特別な指導をすれば、通常の教育課程や指導方法によって学習が進められるような子供を主な対象としている。

教育の内容は、小・中学校におけるものに加えて、特別な必要に応じたものとしては、聴覚活用に関すること、音声言語（話し言葉）の受容（聞き取り及び読話）と表出（話すこと）に関することが主である。

### 【言語障がい特別支援学級】

教育課程は、児童生徒の障がいに応じた特別の教育課程を編成することになっているが、その編成に当たっては、特別支援学校小学部・中学部の学習指導要領を参考とすることとなっている。

例えば、自立活動における言語機能の基礎的事項の指導など言語障がいの状態の改善又は克服を目的とする指導と、各教科の中でも言語障がいにかかわり個別指導などでより手厚く行う必要がある国語科（英語科）、算数科（数学科）については特別支援学級で行い、生活科、図画工作（美術）・体育科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間など集団で行うことがふさわしい教科等については、通常の学級で行うことが考えられる。

### 【自閉症・情緒障がい特別支援学級】

人とのかかわりを円滑にし、生活する力を育てることを目標に指導を進めている。自閉症・情緒障がい特別支援学級は、小学校及び中学校に設置されていることから、教育課程は、原則的には小学校又は中学校の学習指導要領による。しかし、対象とする子供の実態から、通常の学級における学習だけでは十分に学習の成果を上げることが困難であることから、子供に応じて学校教育法施行規則第138条に基づき特別の教育課程を編成することができる。この場合、特別支援学校の学習指導要領を参考とし、内容を取り入れて教育課程を編成することができる。

なお、情緒障がいのある児童生徒の場合、心理的な要因による不登校等のために、学習空白が生じていることがあることから、各教科の内容を下学年の内容に替えたり、基礎的・基本的な内容を重視して焦点化したりするなどして適切な指導を行うことが重要である。

**学校全体で特別支援学級について理解を深めることが、  
みんなで子どもたちを育てていく第一歩になります！**

## (4) 特別支援学校とは

### (a) 特別支援学校の目的

学校教育法第72条には、次のように示されています。

特別支援学校は、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱を含む。以下同じ。）に対して、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施すとともに、障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とする。

### (b) 教育課程の特色

「子供の多様なニーズに応じた学びの場」全国特別支援教育推進連盟（文部科学省委託）に次のように述べられています。

#### 【弾力的な教育課程編成】

特別支援学校では、幼稚部・小学部・中学部・高等部（専攻科）において、それぞれ幼稚園、小学校、中学校、高等学校に準ずる教育を行うとともに、一人一人の障害に応じた特別の指導を行っています。例えば、子供の実態に応じた弾力的な教育課程が編成できるようになっており、子供の障害特性や健康状態や経験等に応じて、各教科等の指導内容・方法を工夫しています。

#### 【自立活動の指導】

障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服することをねらいとして、「個別の指導計画」を作成し「健康の保持」、「心理的な安定」、「人間関係の形成」、「環境の把握」、「身体の動き」、「コミュニケーション」に関する自立活動の指導を行っています。

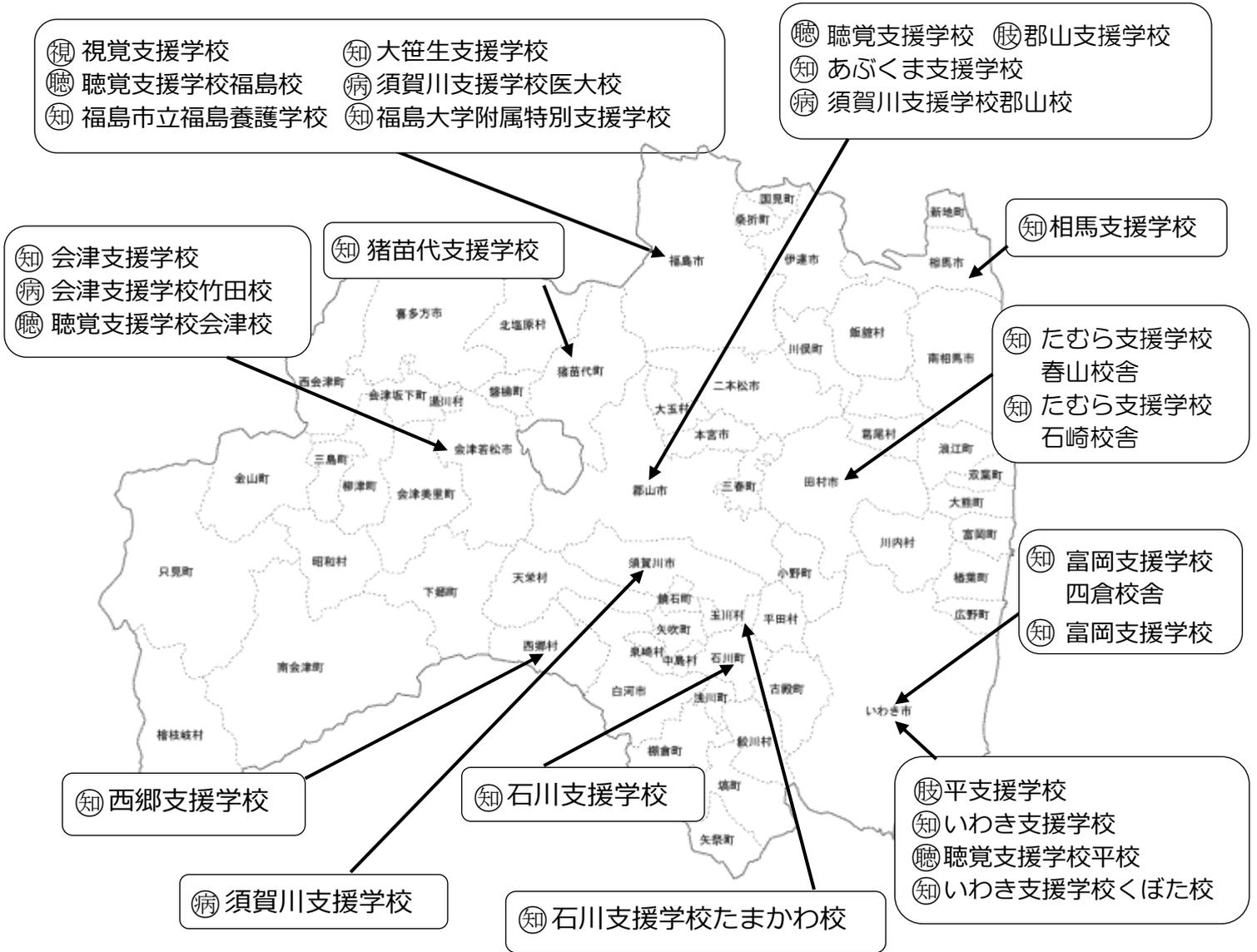
### (c) 地域のセンター的機能の役割がある特別支援学校

学校教育法第74条において、特別支援学校が幼稚園、小学校、中学校、高等学校等の要請に応じて必要な助言や援助を行うよう努めるものとされており、センター的機能を果たすものと位置づけられています。

特別支援学校のセンター的機能の役割として文部科学省は下記のように示しています。

- |                      |                        |
|----------------------|------------------------|
| 1 小・中学校等の教員への支援      | 4 福祉、医療、労働関係等との連絡・調整   |
| 2 特別支援教育等に関する相談・情報提供 | 5 小・中学校等の教員に対する研修協力    |
| 3 障害のある児童生徒等への指導・支援  | 6 障害のある児童生徒等への施設設備等の提供 |

(d) 福島県内の特別支援学校の場所 \* 校名は平成29年4月1日より



**視覚障がい教育を行う特別支援学校**  
 視覚障がいとは、視力や視野などの視機能が十分でないために、全く見えなかったり、見えにくかったりする状態をいいます。

**聴覚障がい教育を行う特別支援学校**  
 聴覚障がいとは、身の回りの音や話し言葉が聞こえにくかったり、ほとんど聞こえなかったりする状態をいいます。

**知的障がい教育を行う特別支援学校**  
 知的障がいとは、記憶、推理、判断などの知的機能の発達に有意な遅れがみられ、社会生活などへの適応が難しい状態をいいます。

**肢体不自由教育を行う特別支援学校**  
 肢体不自由とは、身体の動きに関する器官が、病気やけがで損なわれ、歩行や筆記などの日常生活動作が困難な状態をいいます。

**病弱教育を行う特別支援学校**  
 病弱とは、慢性疾患等のため継続して医療や生活規制を必要とする状態をいいます。

**地域の子が特別支援学校で学んでいることをご存じですか？**

## ☆「特別支援学級の教育課程」の基礎知識

特別支援学級は、どうして特別の教育課程が組めるの？



学校教育法施行規則第138条で、認められているからです。ただし、「特別の教育課程」を編成しても、小・中学校の目的及び目標を達成することを目指すことは同じですよ。



実際に、どうやって教育課程を組めばいいの？



基本は、児童生徒の障がいの種類や程度、学級の実態に応じて編成していくことになります。  
その際、児童生徒の知的障がいの有無によって、特別の教育課程の組み合わせ方が違います。



### 知的障がいのない児童生徒の学級の場合

(肢体不自由、病弱・身体虚弱、弱視、難聴、言語障がい、  
自閉症・情緒障がい特別支援学級)

#### 【例】

- ① 学年相応の教科等 + 自立活動\*<sup>1</sup>
- ② 学年相応の教科等 + 下学年の教科等 + 自立活動
- ③ 下学年の教科等 + 自立活動

実態に応じた教科等の指導と自立活動を取り入れた指導になります。小・中学校に準じて指導を行うので、特別の教科 道徳や特別活動等の時間をまるごと自立活動の時間に替えることは望ましくありません。



#### 小学校 特別支援学級教育課程 (例)

##### 教科

国語 社会 算数 理科 生活  
音楽 図画工作 家庭 体育  
外国語

\* 学年相応もしくは下学年

特別の教科 道徳

外国語活動

総合的な学習の時間

特別活動

自立活動

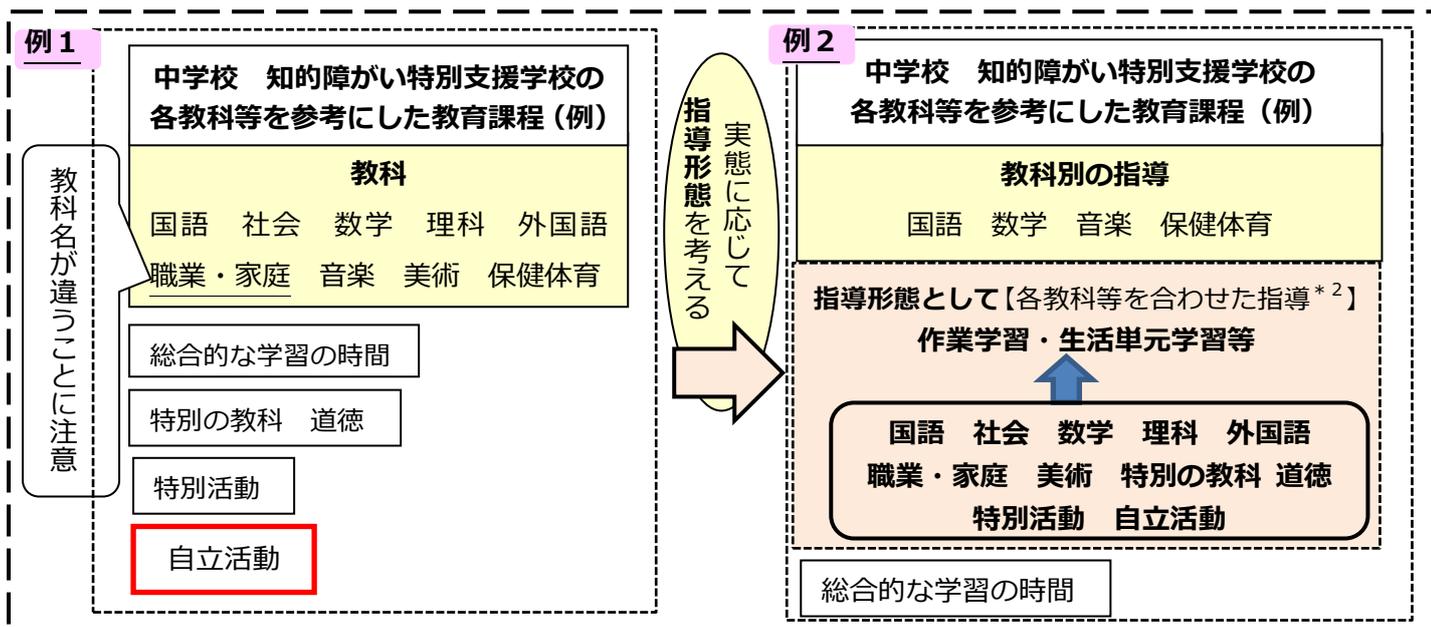
\* 1 詳しく知りたい方は I-2 ☆② 『「自立活動」って何?』をご覧ください。

知的障がいのある児童生徒の学級の場合 (知的障がい特別支援学級)

【例】

- ① 学年相応の教科等 + 下学年の教科等 + 自立活動
- ② 下学年の教科等 + 自立活動
- ③ 知的障がい特別支援学校各教科等 + (下学年の教科) + 自立活動
- ④ 知的障がい特別支援学校各教科等 + 自立活動

【実態により④を参考に編成した場合には、下記のような例が考えられます。】



生徒の実態に応じて、指導形態として、「各教科等を合わせた指導」を選ぶことができます。①、②の例も含め、知的障がい特別支援学級だから、「作業学習」「生活単元学習」を設定する訳ではありません。その児童生徒が最も力を伸ばせる教育課程を編成していくことが大切です。



【最後に、ちょっとした確認ポイント】

- 知的障がいがない児童生徒の学級ですが、各教科等を合わせた指導が入っていませんか。
- 知的障がいがある児童生徒の学級で、教科別の指導等ができる障がいの程度や学級の実態なのに、各教科等を合わせた指導を必ず編成しなければならないと思いませんか。

教育課程は、校長が責任者となって編成するということが学習指導要領に明記されています。学級担任だけでなく、学校として、児童生徒の障がいの程度や学級の実態を十分考慮して作成してください。

\* 2 詳しく知りたい方は I—2 ☆④『各教科等を合わせた指導～生活単元学習を例に～』をご覧ください。

## ☆「自立活動」って何？



特別支援学級や通級指導教室\*<sup>1</sup>では、自立活動を行うってあるけど、何をすればいいの？ これまでの指導とどう違うの？

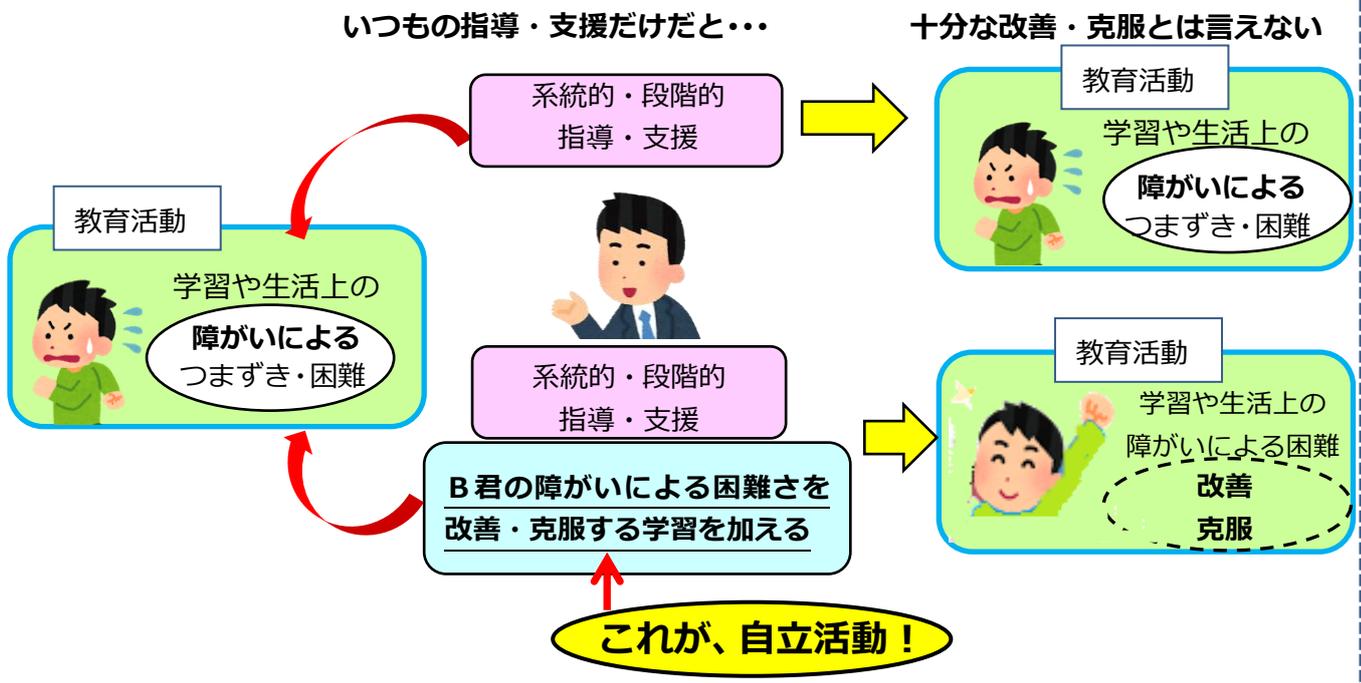
私たちは、これまでも学習の理解が難しい子どもたちに対して、個別に指導したり、生活上のトラブルに対して指導したりしてきましたよね。二つの例から考えてみましょう！

### 【A君の場合】

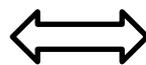


小・中学校の教育内容に即し、系統的、段階的な指導、支援を行うことで、人間として調和のとれた育成を目指しています。それは、障がいのあるなしに関わらず同じです。

### 【B君の場合】 \*障がいによる困難さがある場合は



系統的・段階的な  
学習指導や生徒指導



その子個人の障がいの困難さを把握・整理して考えていく自立活動の指導

**指導の視点が違うことが大きな特徴です！**

\* 1 「通級による指導」を行う教室です。小・中学校ではこの名称で言われることが多いです。

○自立活動とは（特別支援学校学習指導要領解説自立活動編より引用）

個々の幼児児童生徒が自立を目指し、障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服しようとする取組を促す教育活動であり、**個々の幼児児童生徒**の障害の状態や発達の段階等に即して指導を行うことが基本である。



一人一人障がいによる困難さが違うので、その子に応じた計画を立てなくてはなりません。また、継続した指導で自立と社会参加を目指していくこととなります。そのために、「個別の指導計画」が必要になってきます。

○自立活動を教育課程に取り入れる時には？

個々の児童生徒の実態に応じて、自立活動の時間の授業時数を適切に定めていきます。知的障がい特別支援学級では、時間を設定せずに各教科等を合わせた指導\*<sup>3</sup>の中で指導する例もあります。

自立活動の時間を設定する場合、小・中学校の標準的な総授業時数を考慮し、児童生徒に過度な負担とならないように、一部の授業に替えて指導の時間に組み込むことができます。

大切なのは、子ども一人一人を見て、学級の実態を考えた上で、どうするかを考えていくことです。



○どうやって指導をしていくの？

本人の実態に応じて、「1 健康の保持」「2 心理的な安定」「3 人間関係の形成」「4 環境の把握」「5 身体の動き」「6 コミュニケーション」の6区分27項目から必要な内容を選定した上で、それを相互に関連付けて指導内容を設定していきます。実践の具体例は☆『「自立活動」の実践例』で紹介しています。



指導する子どもの障がいによる困難さを6区分27項目を使って整理し、関連づけながら、自立活動の指導目標を設定することが大切です。

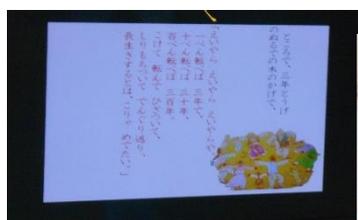
「自立活動」の指導は、特別支援教育における重要な専門性の一つです！子どもが、卒業してからも生き生きと自立と社会参加するために、自立活動の指導がとても重要です！

指導に関わる先生方は、自立活動の学習指導要領を再度確認してください。

\* 2 詳しくは、I-2 ☆④『各教科等を合わせた指導～生活単元学習を例に～』をご覧ください。

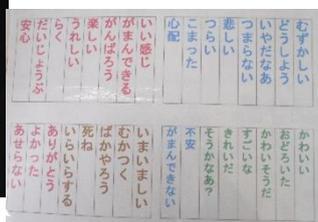
## ☆「自立活動」の実践例

### 【特別支援学級】 教育活動全体の中で実践している例



【指導内容】

文章を読むこと、登場人物の心情理解が困難な児童に対して、**環境の把握**の認知特性、**人間関係の形成等**と関連付けて指導。ICTを活用し文章の意味の読み取りを行い、人物の心情を理解した。



【指導内容】

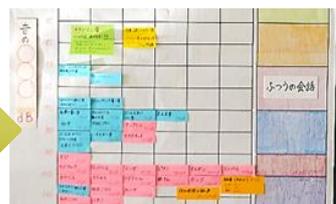
空間認知が弱く、図形等の問題が難しい児童に対し、**環境の把握**の認知特性、**概念の形成**と関連付けて指導。具体的な形をイメージすることで、辺や面の数、体積などを求めることができた。

### 【通級による指導】 自立活動の時間で実践している例



【指導内容】

場面に応じた行動等が難しい児童に対して、**人間関係の形成**の他者の意図や感情の理解、自己理解と行動の調整、**コミュニケーション**の状況に応じたコミュニケーションと関連づけて指導。客観的に考え、ロールプレイ等で練習することで、実際の友達とのかかわりの中でもトラブルが減っていった。



【指導内容】

難聴の児童に対して、**健康の保持**の病気の状態の理解や**環境の把握**の感覚を総合的に活用した周囲の状況の把握に関すること等と関連付けて指導。機器を使い、音を見えるようにすることで、音の大きさの違いについて知ることができた。

### 【通常の学級】 教育活動全体の中で実践している例



【指導内容】

肢体不自由の児童に対して、**環境の把握**の感覚の補助及び代行手段の活用に関すること等と関連付けて指導。活用方法を覚えることで、算数の授業で、問題数を多く解くことができるようになり、学習量が大幅に改善した。

当センターの「教材・支援機器ポータル」にも、「自立活動」の実践例やヒントとなる教材教具がたくさんありますのでご覧ください。

(<https://special-center.fcs.ed.jp/>)

## ☆各教科等を合わせた指導～生活単元学習を例に～

「生活単元学習」って聞くけど  
それって、教科なの？



いいえ、違います。

生活単元学習は、「各教科等を合わせた指導」という**指導の形態**です。  
知的障がい特別支援学校の各教科、道徳科、外国語活動、特別活動、自立活動の一部又は全部について合わせて授業をすることをいいます。

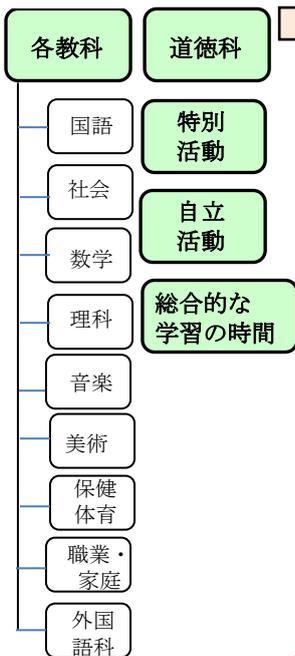


### 【各教科等を合わせた指導の考え方

\* 知的障がいのある生徒が学ぶ中学部の例】

#### 教えるべき

#### 【指導内容】



各教科等別に指導

小・中学校の授業のイメージ

特に必要があるときは、

一部

例：国語・美術・保健体育

全部

各教科・道徳科・特別活動・自立活動

合わせて授業を行うことができる。

\* 法的根拠：学校教育法施行規則第130条第2項

#### 各教科等を合わせた指導

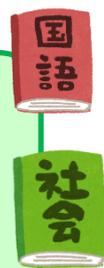
日常生活の指導

作業学習

生活単元学習

遊びの指導

\* 主に小学部



指導内容は、**知的障がいの各教科等**です。つまり、生活単元学習などの指導形態で教える場合は、各教科等の目標や内容を知っていなければなりません。



「各教科等を合わせた指導」は、指導形態の一つです。日常生活の指導、遊びの指導、生活単元学習、作業学習などがあります。**子どもたちの障がいの程度や実態に応じて、「各教科等を合わせた指導」ではなく、教科別に指導することも考えられます。**

知的障がい特別支援学級だから、必ず各教科等を合わせた指導を教育課程に入れなくてはならないものではないことに留意が必要です。**あくまでも、実態に応じて選択する指導形態です。**

\* 1 詳しくは、I-2 ☆①『「特別支援学級の教育課程」の基礎知識』をご覧ください。

なぜ？「生活単元学習」等の指導形態で指導するの？

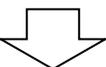


それは、知的障がいのある子どもたちの学習内容を身に付けていく時の学び方が関係するからです。

### 知的障がいのある児童生徒の学習上の特性\*3

- ・ 学習によって得た知識が断片的になりやすい
- ・ 実際の生活の場で応用されにくい
- ・ 成功経験の少なさから、主体的に取り組む意欲が育ちにくい
- ・ 実際的な生活経験が不足しがちで、实际的・具体的な指導が必要

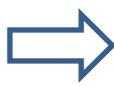
そのために、



実際の**生活に即した場面を単元化**していくことにより、**子どもたち自ら主体的**に学習に取り組むことができます。そのために、合わせた指導（分けない指導）が生まれてきた歴史的背景があります。

例えば

小学校  
生活単元学習  
「お店屋さんを开こう」



具体的な活動の中で、必要な知識や技能を習得する。  
看板を書く「国語」／飾りつけ「図工」／近くの店のお店屋さんを調べる「生活」／品物の計算をする「算数」／友達の意見を取り入れる「道徳」／学級として目標に向かう力「特別活動」等

例から分かるように、知識がすぐに活用され、実際の生活での役立たせ方も知ることができます。そうすることで、生活経験の幅も広げることができ、「〇〇したい」「〇〇を実現させたい」と子どもの主体性を育てることができますよね。



各教科等を合わせた指導に当たっては、「身に付けさせたい力」を明確にしましょう。

授業を通して、子どもたちに「どんな力を身に付けさせたいのか」、各教科の目標や内容を明確にしていくことで、子どもたちの成長をより促します。また、単元全体や年間を通じて、各教科等の指導内容についてバランスを見ていくことも大切です。

#### 活動を展開する時のポイント

各教科等を合わせた指導の特徴から、子どもたちがより「主体的な力が発揮」できるように、「子どもが必要としている力」と「教師が身に付けさせたい力」が同じになるように授業を作っていくことで、子どもたちは、生き生きと活動しながら学ぶことができます。

**「教えたこと」を「学びたいこと」に変える！**

\* 3 知的障がいのある児童生徒にかかわる時は、I—2 ☆⑤『知的障がいのある児童生徒の学習上の特性を踏まえた教育的対応の基本』もヒントになります。

## ☆知的障がいのある児童生徒の学習上の特性を踏まえた教育的対応の基本

知的障がいのある児童生徒の学習上の特性を踏まえた教育的対応を意識して、学校全体、学級の授業やかかわりを見直してみませんか？ヒントになりますよ。



	教育的対応の基本	チェック
①	児童生徒の知的障がいの状態、生活年齢、学習状況や経験等を考慮して教育的ニーズを的確に捉え、育成を目指す資質・能力を明確にし、指導目標を設定するとともに、指導内容のより一層の具体化を図る。	
②	望ましい社会参加を目指し、日常生活や社会生活に生きて働く知識及び技能、習慣や学びに向かう力が身に付くよう指導する。	
③	職業教育を重視し、将来の職業生活に必要な基礎的な知識や技能、態度及び人間性等が育つよう指導する。その際に、多様な進路や将来の生活について関わりのある指導内容を組織する。	
④	生活の課題に沿った多様な生活経験を通して、日々の生活の質が高まるよう指導するとともに、よりよく生活を工夫していこうとする意欲が育つよう指導する。	
⑤	自発的な活動を大切にし、主体的な活動を促すようにしながら、課題を解決しようとする思考力、判断力、表現力等を育むよう指導する。	
⑥	児童生徒が、自ら見通しをもって主体的に行動できるよう、日課や学習環境などを分かりやすくし、規則的でまとまりのある学校生活が送れるようにする。	
⑦	生活に結びついた具体的な活動を学習活動の中心に据え、実際の状況下で指導するとともに、できる限り児童生徒の成功経験を豊富にする。	
⑧	児童生徒の興味や関心、得意な面に着目し、教材・教具、補助用具やジグ等を工夫するとともに、目的が達成しやすいように、段階的な指導を行うなどして、児童生徒の学習活動への意欲が育つよう指導する。	
⑨	児童生徒一人一人が集団において役割が得られるよう工夫し、その活動を遂行できるようにするとともに、活動後には充実感や達成感、自己肯定感が得られるように指導する。	
⑩	児童生徒一人一人の発達の側面に着目し、意欲や意思、情緒の不安定さなどの課題に応じるとともに、児童生徒の生活年齢に即した指導を徹底する。	
『自分でやってみよう！意識して取り組んでいこう！』と思うこと		

**子どもの特性を踏まえた指導が、日々の学校生活の充実につながります！**

## ☆「交流及び共同学習」に取り組む際に

「交流及び共同学習」って、特別支援学校との間で行われる学習ですか？そして、どんな意義があるの？



それだけではなく、特別支援学級と通常の学級との間で行われる学習のこともいます。また、双方にとって次のような意義があります。

### 【交流及び共同学習の意義】

特別支援学級に在籍する障がいのある児童生徒にとっても、障がいのない児童生徒にとっても、共生社会の形成に向けて、経験を広め、社会性を養い、豊かな人間性を育てる上で、大きな意義があり、多様性を尊重する心を育むことができます。

《身近な子どもたちにとって具体的には？》

(例)・一人一人の違いを認め合い、それぞれが精一杯努力することの尊さを学ぶ。

- ・仲間として互いに認め合い思い合う心を育む。
- ・集団活動を通して社会性を育む。
- ・豊かな学習集団の中で学習することで、持てる力を最大限に伸ばす。

参考：文部科学省（平成24年）「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」

私の学校では、特別支援学級と通常の学級での「交流及び共同学習」が、なぜかうまくいかないのですが…



通常の学級、特別支援学級との間で、交流する児童生徒の目標や手立て、かかわり方を共有する必要があります。

当センターから【交流及び共同学習連携シート】の提案です！

通常の学級での学習を行う時の特別支援学級の児童生徒の実態や学習上の困難さが分かるようにしています。そして、どうすれば本人が分かるのか、支援員・介助員との連携も書き込むことで、通常の学級担任も見通しを持って、安心して授業の中で配慮や支援をすることができます。

次ページに記入例及び様式例があります。

生活	<p>・生活経験が豊富で、観察したことや発見したことを表現する力はあるが、気持ちののらないと活動が滞ることが多い。言葉でのやりとりだけでなく、実物や視覚的情報があることで活動の切り替えをすることができる場合がある。</p> <p>○今やること、次にやることなど活動の流れ、終わりの提示（介助員）</p>
----	---

実際に活用の際は、記入例及び様式例（ワード版）をご活用ください。

## 記入例

平成〇〇年度 小学4年生

交流予定について (○交流できる △一部交流できる ・今後交流を進めていきたい)

氏名 / 交流教科等	国語	社会	算数	理科	音楽	図工	体育	道徳	総合	特活
福島太郎		○		○	△	○	○	△	○	△

交流及び共同学習における本人の目標

◎身近な教師や友達に自分の思いを伝えながら、一緒に活動したり、自分でできることを増やしたりすることで、集団の中でも自分の力を発揮することができる。

☆児童生徒の実態と配慮事項について(社会、理科、音楽、体育、学活の例)

教科等	○学習における実態 ●予想される困難さ ◎配慮や支援
社会	○歴史については、とても興味を示し、意欲的に学習に取り組むことができる。 ●指示を受けて資料集などから必要な部分を探すことに時間がかかる。 ◎今見るべき場所を、個別に指さしもしくは隣の席の友達から教えてもらうとできる。
理科	○実験にとっても興味があり、意欲的に学習に取り組む。 ●実験が楽しすぎて、説明をよく聞かなかつたり、理解できない時がある。 ◎どんな実験をするか、もう一度、本人と確認すると確実に取り組むことができる。
音楽	○歌を歌うことが好きで、習った歌やアニメなどの歌やフレーズを口ずさむ。 ●鍵盤ハーモニカは、不器用なために、一斉指導のペースでは難しい時がある。 ◎鍵盤ハーモニカについては、確実な学習の定着を図るために、状況に応じて〇〇学級で個別に指導し、確実な定着と本人の“できる”気持ちを育む。発表等の時に交流する。
体育	○体を動かすことは好きで活動が分かれば楽しく活動することができる。 ●今までやったことがない活動に対しては取り組もうとしないことがある。 ◎新しい活動の場合は、事前に教えてもらうことで、〇〇学級で練習や見通しがもてるように指導する。
特活	○お楽しみ会や行事関係は一緒に活動することを楽しみにしている。 ●気持ちが盛り上がりすぎて、約束やルールを破ることがある。 ◎自立活動の時間で、対人関係やルール等を守りながら楽しく活動できるように指導していく。交流の際には、担任も一緒に行き、支援等をしながら本人が取り組めるようにする。
*あくまでも例です。 自由にワード版の様式例を活用して、自校化してください。	
その他	*例・答えを間違えた時に、パニックになることがある。「〇〇学級で、少し気持ちを落ち着かせよう」と声をかけてほしい。クールダウンしてから、本人と話し合い、学習のできる環境で継続した学習を行うようにする。

様式例

平成 年度 年生

交流予定について (○交流できる △一部交流できる ・今後交流を進めていきたい)

氏名 / 交流教科等										

交流及び共同学習における本人の目標

--

☆児童生徒の実態と配慮事項について

教科等	○学習における実態 ●予想される困難さ ◎配慮や支援
その他	

## ☆小・中学校における通級による指導の実際

### 通級による指導の対象

学校教育法施行規則第140条により、次の該当もしくはそれに応じた指導が必要な児童生徒は規定にかかわらず、**特別の教育課程**によることができる。

1 言語障害者 2 自閉症者 3 情緒障害者 4 弱視者 5 難聴者 6 学習障害者 7 注意欠陥多動性障害者 8 その他

\* 学校教育法施行規則第141条において、他校の授業を当該校の授業と見なすことを言及



通常の学級で、学習上又は生活上に何らかの困難を抱えている

例：人間関係、感情コントロール、言葉の発音、言語理解、数量感覚、計算、図形等

### 通級による指導とは

障がいによる学習上又は生活上の困難の改善・克服を目的とする指導

特別な指導の場（通級指導教室）で行う教育形態

### 特別の教育課程

- ① 障がいによる学習上又は生活上の困難の改善・克服を目的とした指導領域である「自立活動」の内容を取り入れる。
- ② 特に必要があるときは、障がいの状態に応じて各教科の内容を取り扱いながら行うことができる。\* ②の指導を行う場合にも、障がいによる学習上又は生活上の困難を改善し、又は克服する目的で行うこと（「教科」ではなくあくまでも「自立活動」）。

### 指導時間

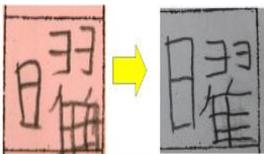
言語障がい・自閉症等の児童生徒：年間35～280単位時間（週1～8単位時間程度）  
LD・ADHDの児童生徒：年間10～280単位時間（月1～週8単位時間程度）

「特別な指導」（自立活動）を教育課程に加え、又はその一部に替えることができる。

### 指導例



ビジョントレーニングによる漢字の視写の変化



その子に応じた発音指導



ソーシャルスキルトレーニング



他者理解や感情のコントロール

### 通常の学級との連携

児童生徒が在籍する担任と連絡ファイル、在籍校訪問、懇談等の連携をすることで、本人の在籍学級での学習や生活の充実を図ることができる。

単に各教科等の学習の遅れを取り戻すための指導ではないことに留意しましょう。



## ☆障がいの程度を表す「22条の3」って何？

### (a) どこで使われている言葉？

学校教育法施行令第5条【入学期日等の通知、学校の指定】

市町村の教育委員会は、就学予定者（法第17条第1項又は第2項の規定により、翌学年の初めから小学校、中学校、中等教育学校又は特別支援学校に就学させるべき者をいう。以下同じ。）のうち、認定特別支援学校就学者（視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む。）で、その障害が、**第22条の3の表に規定する程度**のもののうち、当該市町村の教育委員会が、その者の障害の状態、その者の教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備の状況その他の事情を勘案して、その住所に存する都道府県を設置する特別支援学校に就学させることが適当であると認める者をいう。以下同じ。）以外の者について、その保護者に対し、翌学年の初めから2月前までに、小学校又は中学校の入学期日を通知しなければならない。

＜太文字、下線は福島県特別支援教育センターで追加＞

\*なお、就学に関する仕組みについては、福島県養護教育センターだより第2号「障がいのある児童生徒の就学先決定について」をご覧ください。

<https://special-center.fcs.ed.jp/wysiwyg/file/download/1/113>

### (b) 学校教育法施行令第22条の3に規定する障がいの程度とは

学校教育法施行令第22条の3は、学校教育法第75条（障がいの程度）を政令で定めたものです。この障がいの程度について、「子供のニーズに応じた教育的支援のために」全国特別支援教育推進連盟（2017.1）で、次のように分かりやすく示しています。

視覚障がい	①両眼の矯正視力がおおむね0.3未満 ②視力以外の高度の視機能障がい	拡大鏡等によっても通常の文字等の認識が不可能又は著しく困難
聴覚障がい	①両耳の聴力レベルがおおむね60デシベル以上	補聴器等によっても通常の話声の理解が不可能又は著しく困難
知的障がい	①知的発達の遅滞があり、意思疎通が困難で日常生活で頻繁に援助が必要 ②上記の程度に達しない場合	社会生活への適応が著しく困難
肢体不自由	①補装具によっても歩行、筆記等、日常生活の基本的動作が不可能又は困難 ②上記の程度に達しない場合	常時医学的な観察指導が必要
病弱・身体虚弱	①慢性の呼吸器疾患、腎臓疾患等の病弱者 ②身体虚弱者	継続して医療又は生活規制が必要